

先生各位

## 診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0729 第 4 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和4年8月1日より適用

改正後	改正前
<p>SARS-CoV-2 抗原検出（定量）            ア（略）            イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として <u>化学発光酵素免疫測定法（定量）、電気化学発光免疫測定法（定量）又は化学発光免疫測定法（定量）</u> による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、～（略）。</p>	<p>SARS-CoV-2 抗原検出（定量）            ア（略）            イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として <u>化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）</u> による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、～（略）。</p>